

ダイジェスト版

第2次木津川市男女共同参画計画

キラリさわやかプラン

男女がともに輝くまちづくりをめざして

木津川市



「キラリさわやかプラン」がめざす社会

家庭や地域、職場、子どもたちの教育の場など、あらゆる分野で性別にとらわれることなく、自分らしさを発揮して輝ける社会をめざします。

男女が協力して、家事、育児、介護を担って、家族の一員としての役割を果たしています。

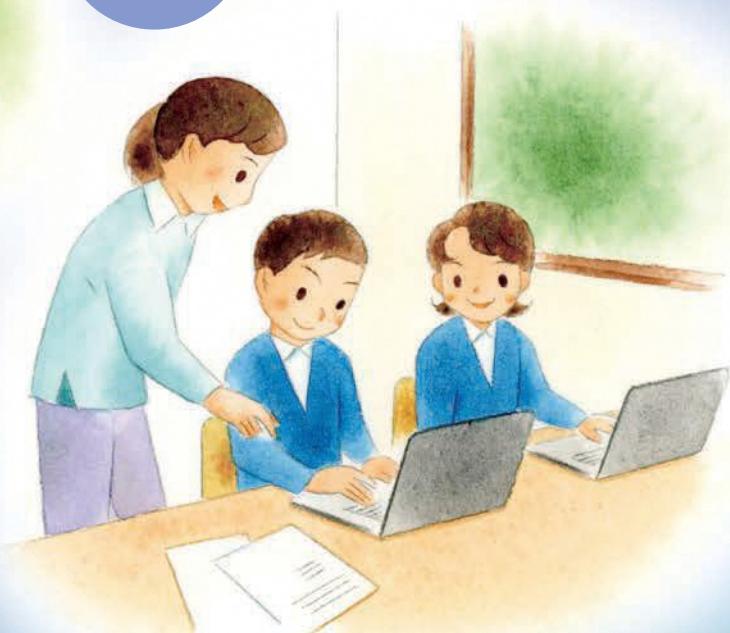
家事・育児・介護を家族の共同作業ととらえて、一緒に行うことでの大変さも喜びも含めた経験をお互いが共有できます。役割分担するだけでは相手の大変さがわからないことが多いのです。

経験の共有は、お互いの気持ちをわかり合える、伝え合えることにつながり、家族の信頼関係をつくることができます。

家庭では



学校では



女の子も男の子も、将来の夢をはぐくんで、元気に学んでいます。

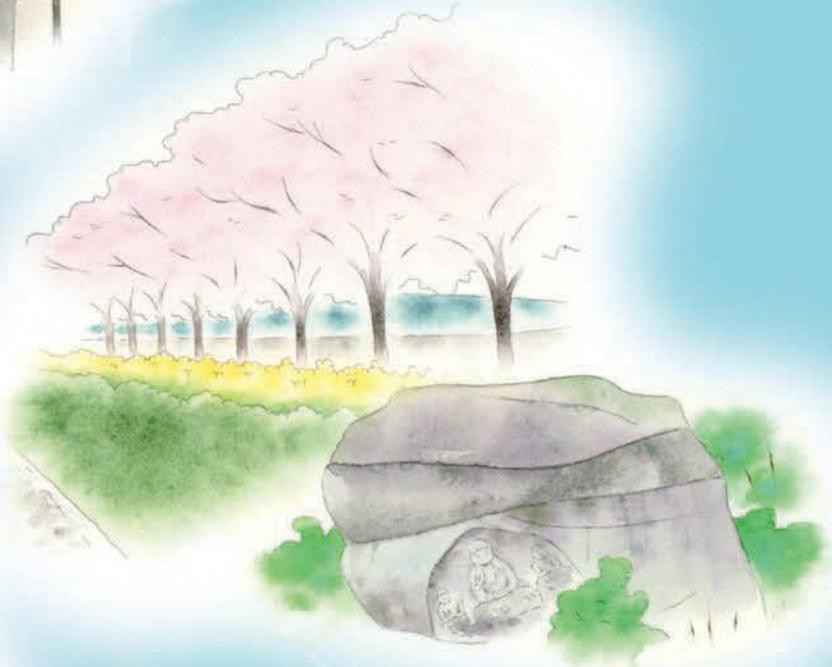
子どもが無意識のうちに「男の子だから、女の子だから」といった性別に基づく固定観念をもたないよう配慮して、性別にかかわらず一人ひとりの興味・関心や個性を尊重して、多様な選択を可能にする教育環境をつくります。



地域では

男女が対等に話し合って、
地域の安全や環境保全、
文化芸術のまちづくりなどに
市民が積極的に参加しています。

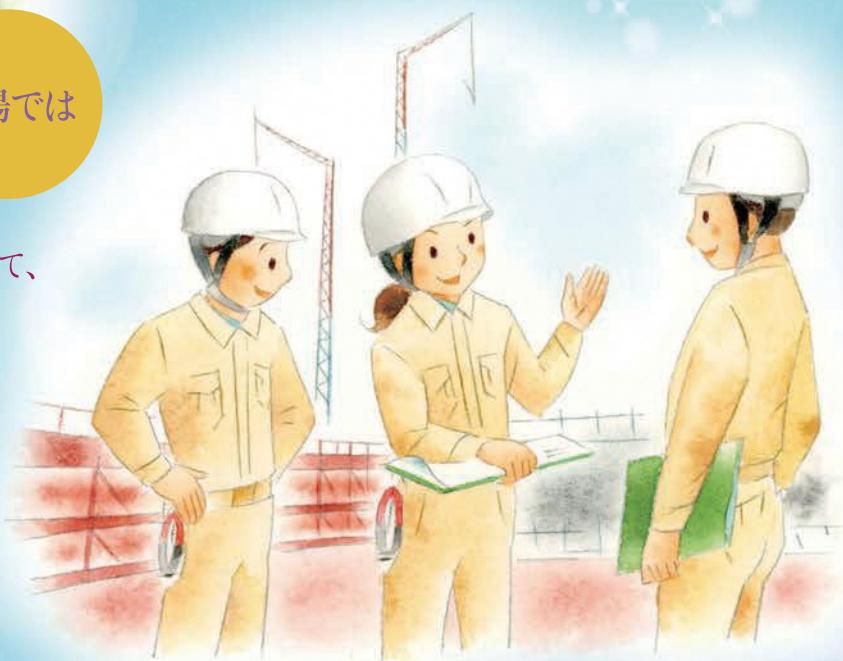
市民の誰もが「住みたい・住み続けた
い・住んでよかった」と実感できるよう
な活力と魅力のあるまちづくり活動が、男
女双方の意見を反映して、対等な立場
で実践される地域社会をめざします。



職場では

男女が対等な仕事のパートナーとして、
生活との調和を図りながら、
生き生きと働いています。

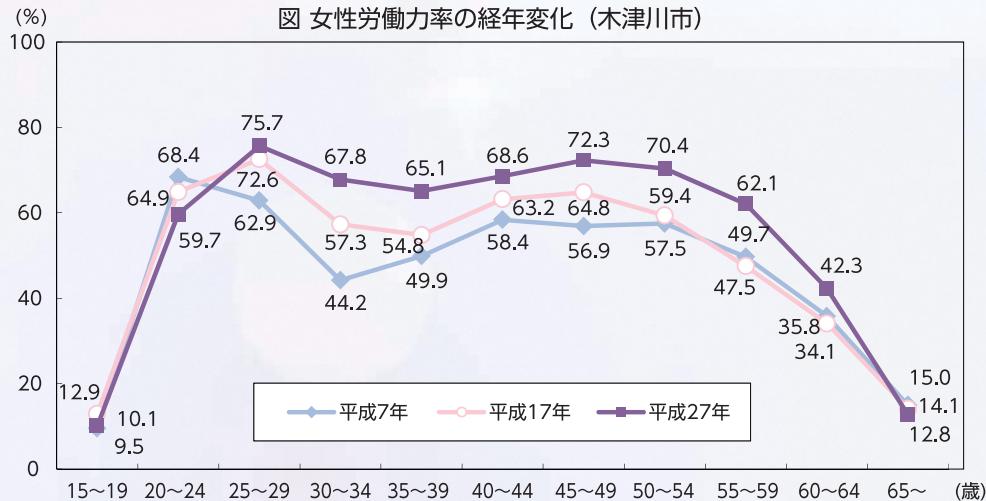
男女を問わず、働く人がやりがいや
充実感を感じながら働き、仕事上の責
任を果たすとともに、育児や介護と両
立しながら働きたい、仕事だけでなく
個人の生活も大切にしたいという希望
をかなえて、充実した人生を送れる社
会をめざします。



木津川市の現状

子育て中も働く女性が増加しています

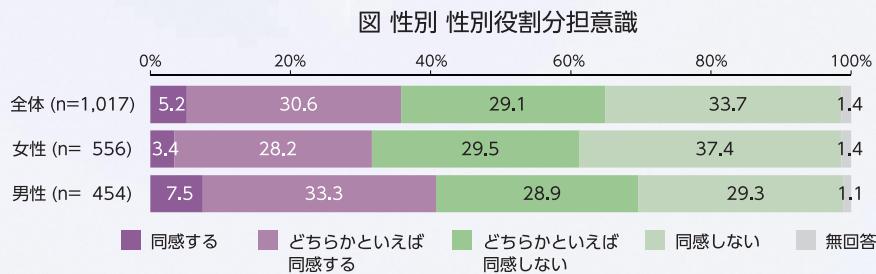
この20年で、女性の労働率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、大きく上昇しており、特に30歳代前半の変化が大きくなっています。



資料:総務省「国勢調査」

固定的な性別役割分担に否定的な人が多くなっています

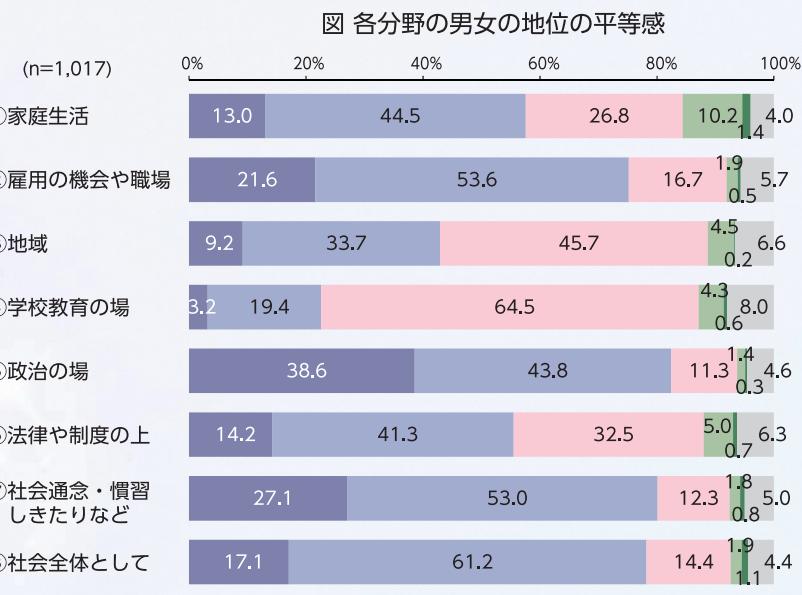
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった男女の固定的な性別役割分担に対して、否定的な人は6割を超えて、肯定的な人の割合を大きく上回っています。



資料:市民・事業所アンケート調査(令和元年度)

社会の各分野では、男性が優遇されていると感じる人が多いのが実態です

社会の各分野における男女の平等感は、「学校教育の場」と「地域」は「平等になっている」と回答した人が多いものの、その他の分野ではいずれも男性が優遇されていると感じる人が半数を超えていました。なかでも、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「雇用の機会や職場」の男性優遇感が高くなっています。その結果、社会全体では8割近くが男性優遇と回答しています。



資料:市民・事業所アンケート調査(令和元年度)



計画の基本理念

男女がともに輝くまちづくり

男性と女性が等しくその人権を尊重し合い、性別にかかわりなく、家庭・職場・学校・地域など、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、その個性と能力を十分に発揮して、喜びも責任も分かれ合い、ともに輝く男女共同参画のまちづくりをめざします。



計画策定の趣旨

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、市民が一人ひとりの個性と能力を発揮しながら、ジェンダー平等の観点から男女がともにあらゆる分野に参画し、多様性を尊重し合う男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策や目標を示しています。



男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望むかたちで展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。



計画の位置づけ

- 本計画は、「木津川市男女共同参画推進条例」「男女共同参画社会基本法」に基づく、市町村男女共同参画計画です。「第2次木津川市総合計画」を上位計画とし、「一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり」を実現するための部門別計画として位置づけられます。
- 本計画は、「女性活躍推進法」と「配偶者暴力防止法」に基づく「木津川市女性活躍推進計画」及び「木津川市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を包含しています。



計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化などに対応するため、5年を目途に計画の見直しを行います。

基本目標



重点目標

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 働く場における男女共同参画の推進
3. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
4. 家庭・地域における男女共同参画の推進
5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
6. DVの防止と被害者の保護・自立支援
7. 生涯を通じた男女の健康支援
8. 困難な状況におかれた人への支援
9. 教育・学習における男女共同参画の推進
10. 男女平等・男女共同参画意識の浸透

施策の方向

- 1 女性の登用を推進する環境整備
2 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成
- 3 雇用の分野における男女平等の職場づくりと女性の能力開発
4 多様な働き方への支援
5 ハラスメントのない職場づくりの推進
- 6 事業所等における両立支援の取組の促進
7 仕事と家庭・地域活動等との両立支援
- 8 男性の家事・育児・介護等への参画促進
9 男女で取り組む地域活動の促進
10 災害対策における男女共同参画の推進
- 11 あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透
12 セクシュアル・ハラスメント、性被害等の防止対策の強化
13 女性や子どもへの暴力防止対策の推進
14 相談体制の強化
- 15 緊急時における被害者の安全確保
16 被害者の自立支援
- 17 性差に配慮した健康づくりの支援
18 ライフステージに応じた心身の健康対策の推進
- 19 ひとり親家庭への支援
20 性の多様性に対する理解の促進
21 複合的に困難な状況におかれた女性への支援
- 22 男女平等保育・教育の推進
23 生涯学習活動における男女共同参画意識の浸透
24 家庭・地域における男女平等意識の浸透
- 25 男女共同参画推進のための広報・啓発の推進
26 市職員における男女共同参画の視点の浸透
27 國際的視野に立った取組の推進
28 男女共同参画に関する情報の収集と提供

女性活躍推進計画

DV防止基本計画



計画の推進

- 市役所庁内の推進体制として、木津川市男女共同参画推進会議が中心となり、本市が取り組む施策において男女共同参画の視点が様々な分野に浸透することを推進するとともに、関係各課の連携・調整を行い、実効的な計画の推進を図ります。
- 本計画の目標を達成するために、施策の方向ごとに掲げた事業の進捗状況を毎年点検・評価し、課題の検討を行います。施策の実施状況を公表し、広く市民に周知します。
- 男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野にかかわることから、市民や事業所、地域団体等の自主的な取組を促進し、行政との協働関係により、一層効果的な施策の推進を図ります。
- 市民が、性差別や性別に基づく不利益を受けた場合の相談に応じるとともに、市の施策に対する苦情に対しても適切に対処します。
- 国や京都府の事業や関係機関の情報を把握して、計画の効果的な推進に寄与するよう連携機会の拡充に努めます。



計画推進の指標

本計画では、計画を実効的に推進するために、目標値を設定して施策に取り組みます。

項目	実績		目標値 令和12(2030)年度	評価方法
	第1次計画策定期 平成21(2009)年度	第2次計画策定期 令和2(2020)年度		
市の審議会等における女性委員の割合	29.3%	39.4%	男女双方が40%以上 60%以下	府内データ
女性委員のいない審議会数	8	0	0を継続	府内データ
市の女性管理職の登用割合 (課長相当職以上)	16.0%	25.3%	35%	府内データ
市の男性職員の育児休業取得率	0%	28.6%	30%	府内データ
男女共同参画人材リスト登録者数	59人	88人	150人	府内データ
育児期にある女性の労働力率	30～34歳 57.3% 平成17年*	30～34歳 67.8% 平成27年*	73%以上	国勢調査
	35～39歳 54.8% 平成17年*	35～39歳 65.1% 平成27年*	70%以上	

*は国勢調査年